
第1章 策定趣旨と環境基本計画

1. 環境年次報告書の策定趣旨

上尾市環境年次報告書は、第2次上尾市環境基本計画（改訂版）により展開された本市における環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策について、上尾市環境基本条例第10条に基づきまとめた報告書です。

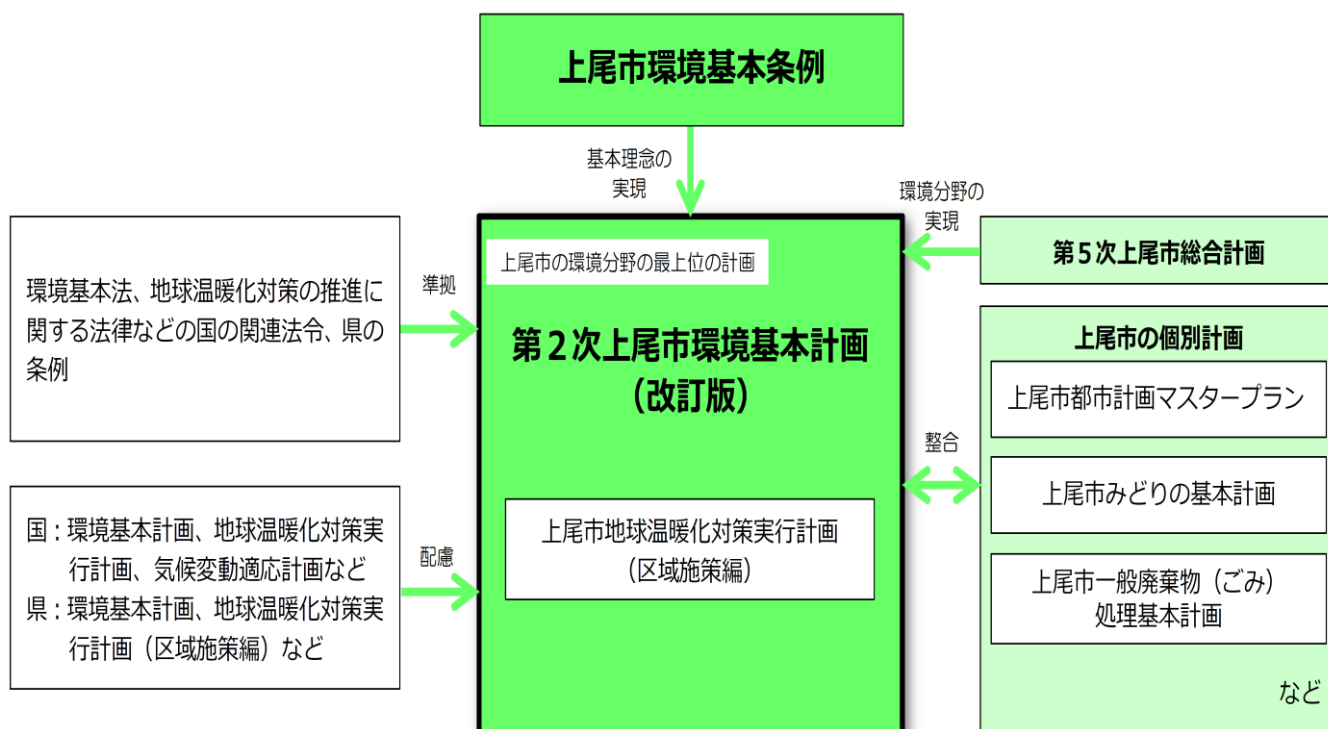
2. 環境基本計画の概要と位置づけ


「第2次上尾市環境基本計画（改訂版）」は、上尾市環境基本条例第8条に基づき策定されたもので、21世紀半ばを展望し、環境に関する市の施策の方向性を示すとともに、市民・事業者が環境保全に取り組むための指針を明示するものです。また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項の規定に基づき、「上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として位置づけています。

計画期間は平成28年度から令和2年度までとしています。環境を取り巻く社会経済情勢の変化や新しい科学的知見が得られた場合には柔軟かつ適切に対応していきます。


上尾市では、本計画に基づいて「自然と人が共生する エコタウン・あげお」を目指して各施策に基づく取組について総合的かつ計画的に展開していきます。

第2次上尾市環境基本計画（改訂版）と関連法令・計画

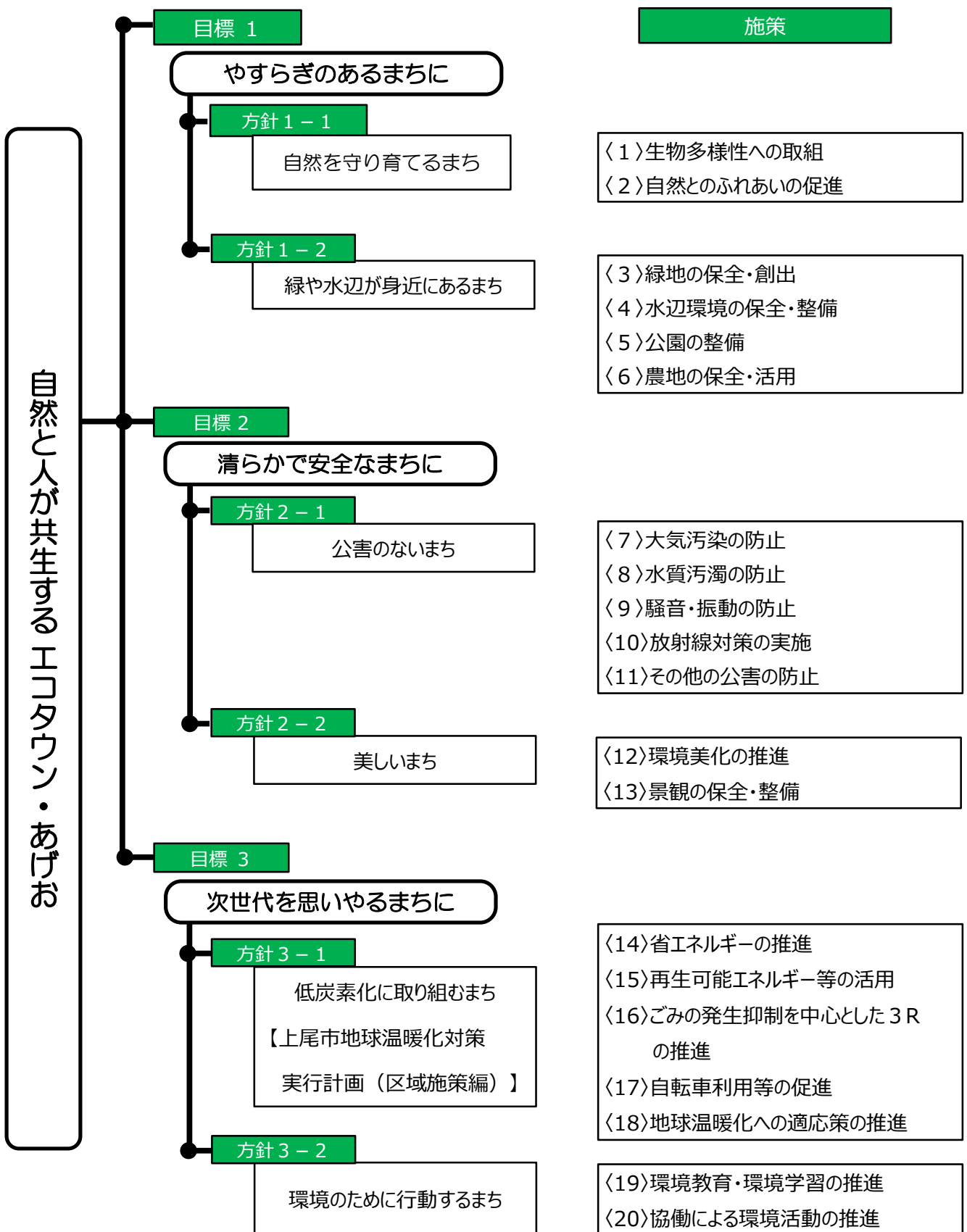




第2章 施策体系図



1. 施策体系図





第3章 施策の展開と評価



令和2年度環境年次報告書における注意事項

1 計画の総合評価について

昨年度までの年次報告書においては、「総合評価」を施策ごとに記載しておりましたが、本計画の策定、進捗管理等の調査審議を所掌する「上尾市環境審議会」に対しては、施策の上位に位置する「方針」ごとに「総合評価」を提示しておりました。

今回、審議会と市民の皆様にご公表する年次報告書の内容の相違を解消するため、審議会への報告同様に、「方針」ごとの「総合評価」を掲載することといたしました。

令和2年度で「第2次上尾市環境基本計画」の計画期間が終了となりますので、今後の評価の記載については、審議会の助言を受けて検討してまいります。

2 計画の環境指標の目標値について

本年次報告書にある各「環境目標」の目標値については、資料編「第2次上尾市環境基本計画（改訂版）目標・実績比較表(※)」に記載されております。目標値は、計画策定時に設定したものとになります。

※資料編49ページ参照

目標 1 やすらぎのあるまちに

本市は、大宮台地の上に平地林や斜面林などが点在し、谷地や河川周辺の湿地や池沼など、周辺地域と比較しても豊かな自然環境が残されていましたが、昨今、宅地化が進む中で急速に失われつつあります。加えて、外来生物、特にアライグマの急増は深刻な問題となっており、生態系への悪影響のほか、農作物被害や家屋被害も発生しています。

森林や湿地、農地などは、空気浄化や水源涵養の機能を有するほか、野生生物の生息空間など多様な役割を担っており、この価値ある自然を本来の姿で保全する必要があります。また、自然環境に加え、まちなかの緑は、私たちに精神的なゆとりややすらぎをもたらすほか、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の対策にも繋がるものです。

このような自然環境や緑を保全・創出し、それらとふれあう機会を増やしていくことで、やすらぎのあるまちを目指します。

方針 1 - 1 自然を守り育てるまち

生物多様性の保全に向けて、緑地や水辺の改変を最小限にとどめるとともに、動植物の生息域である豊かな自然の維持・向上に向けた取組を展開します。また、自然とふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供します。

施策 < 1 > 生物多様性への取組

生物多様性の保全と生態系サービス(※)の持続可能な利用に向けて、生物多様性を「知る」、生き物の生息・生育環境を「守り、育てる」などの施策を展開し、上尾市本来の自然の豊かさを将来の世代に伝えていきます。

環境指標	生物多様性確保の能力を有する緑地の面積 [㎡]		基準値	65,545	→
動植物の生息・生育地の一つである「ふるさとの緑の景観地」の公有地化面積を拡張することで、生物多様性が確保される場所を増大させます。					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
実績値	65,545	65,545	65,545	71,499	71,499

環境指標	特定外来生物の駆除数 (アライグマ) [頭]		基準値	26	→
地域本来の生物に影響を与える特定外来生物の一種であるアライグマの駆除を進めることで、生態系の保全につながります。					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
実績値	52 (※)	101	121	136	207

【基準値】…平成26年度実績をもとにした値 (第2次上尾市環境基本計画 (改定版) 中の“実績値”にあたるもの)
 ※特定外来生物の駆除数 (アライグマ) [頭] の平成28年度実績値を修正 (H31.3.)

《主な取組》

<p>取組</p>	<p>自然と人との共生につながる生物多様性に関して市民の理解を深めるため、環境イベントにおいて情報発信を行います。（環境政策課）</p>
<p>活動内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、例年開催している環境推進大会は中止になったが、市民団体によるパネル展示を行い、生物多様性について情報発信を行った。パネル展示については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に十分留意し、JR上尾駅自由通路において開催した。市民に生物多様性や共生の重要性について知ってもらうことができた。</p>
<p>取組</p>	<p>市内の緑地や動植物を保護するため、緑地保全地区の指定や「ふるさとの緑の景観地」といった緑の公有地化を進めます。（みどり公園課）</p>
<p>活動内容</p>	<p>原市ふるさとの緑の景観地において、ナラ枯れが発生したため、さいたま緑のトラスト協会と連携して、被害木をすべて伐採し、搬出した。今後も良好なみどりの保全に努め、土地所有者に相続が発生した際には、埼玉県と協働して公有地化を進める。</p>
<p>取組</p>	<p>地域本来の生物を保護するため、特定外来生物などによる生態系への被害防止に努めます。（環境政策課・生活環境課）</p>
<p>活動内容</p>	<p>環境保全活動を実施し、参加者に外来植物の駆除を体験してもらい、在来植物の保護に努めた。また、埼玉県の防除計画に基づき、アライグマ用の檻を貸し出した。アライグマの生息数の増加により貸し出しの要望も増加傾向にある（檻の数を増やしたことで、捕獲件数も増加した）。生態系の保護に貢献していることが伺える。</p>

(※)【生態系サービス】…人々が生態系から得ることのできる便益のこと。

施策<2>	自然とのふれあいの促進
<p>自然観察会や農業体験といった市民が自然とふれあう機会を増やすため、環境活動の支援や環境イベントの共同開催など、市民団体や事業者との協働により推進します。</p>	

環境指標	自然体験型イベントへの参加者数 [人]	基準値	2,000	→	
<p>自然観察会・農業体験など体験型環境イベントを通して環境への関心を高め、自然とのふれあいを促進します。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
実績値	2,053	2,033	1,974	1,644	1,951

《主な取組》

取組	<p>市民が自然とふれあう機会を増やすため、市民団体や事業者と協働し、自然観察会や農業体験などの体験型環境学習を充実させます。（環境政策課・農政課・みどり公園課）</p>
活動内容	<p>上尾市環境推進協議会と協働し、サクラソウトラスト地での自然観察会や保全管理作業、自然学習館での自然観察会、農業体験などを開催・実施した。新型コロナウイルス感染拡大防止措置によるイベント中止などあったが、感染予防対策を徹底し、昨年度よりも多い、1,900人を超える市民に自然と触れ合う機会を提供できた。</p> <p>引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底し、広報誌やホームページ等で各種イベントの周知を行っていく。</p>

取組	<p>市民がふれあえる自然を守るため、市民団体や事業者が行う自然環境の保全活動を支援します。（環境政策課）</p>
活動内容	<p>上尾市環境推進協議会に所属している自然保護団体の活動については、広報誌を通じて周知できている。その他市民団体や事業者が行う自然環境の保護活動については、チラシの設置やFacebookなどで、市民にPRできるよう支援を行っている。</p>

取組	身近な自然に親しんでもらうため、市内に残された貴重な自然を環境学習の場として活用します。（環境政策課）
活動内容	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、例年、各2回の開催であった、「自然観察会」や「環境学習会」については、各1回となった。例年と比較し参加者が多く、また、初参加者についても増加した。

取組	保存樹林の中でも良好な自然環境を形成している箇所を特別緑地に指定し、「ふれあいの森」として市民に開放します。（みどり公園課）
活動内容	樹木等の維持管理をするとともに、市民に開放されたオープンスペースとして、「ふれあいの森」の適切な維持管理を行った。

《総合評価》

平成31年度に、原市ふるさとの緑の景観地の公有地面積を拡大したことや檻の貸し出し件数の増加により特定外来生物（アライグマ）の駆除が進んだことで、緑地や生物の保護、ひいては生態系の保全に寄与している。市民アンケートの結果において「昆虫や野鳥など身近な生き物とのふれあい」の満足度は5.8%増加しており、その効果が表れていると考えられる。


しかし、一方で、計画期間中の自然体験型イベントの参加者が、各年度とも目標達成しなかった。今後、ニーズに沿ったテーマや趣向を凝らしたアイデアで、多くの市民の環境保全への関心を高めることが必要である。

方針 1 - 2 緑や水辺が身近にあるまち

市街地における緑や水辺を守り、暮らしの中でその豊かさを実感できるまちづくりを展開します。
また、農地が環境面において果たす様々な役割に着目し、遊休農地や耕作放棄地を有効に活用することで、その価値を高めていきます。

施策<3> 緑地の保全・創出

身近な緑は、市民に安らぎと憩いの場を提供するとともに、ヒートアイランド現象への対策としても有効です。
市内に残された貴重な緑地を保全するため、緑地保全地区の指定や緑の公有地化を推進するとともに、民間の緑地・樹林の維持管理に協力します。
さらに、計画的な公園の整備や緑化指導により、地域の緑の創出を図ります。

環境指標	開発指導により新たに創出された緑地の面積 [ha]		基準値	0.42	
開発行為に対して緑地の設置を指導することにより、新たな緑地の創出を図ります。					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
実績値	1.80	2.20 (※)	2.67	3.17	3.57

「主な取組」

取組	地域で親しまれている雑木林や貴重な樹木などを保全するため、保存樹木・保存樹林として指定します。(みどり公園課)
活動内容	「上尾市自然環境保全と緑化推進に関連する条例施行規則」に基づき、市内各地区の象徴として守ってきた自然に奨励金を支払うことで、保存樹木林について、保全をサポートし、指定数が減少しないようにする。 相続や維持管理の負担などから目標値29,100㎡に対して、今年度の指定面積は28,845㎡と減少したが、今後も指定の増加に向けて取り組んでいく。
取組	ふれあいの森等の緑地を維持管理するため、緑の募金を主体とした「みどりの基金」の適切な運用に努めます。また、公有地化の推進のため、新たな収入源の確保を検討します。(みどり公園課)
活動内容	職場募金・支所等の公共施設への募金箱の設置・ホームページにおける募金の呼びかけを行うことで、緑の基金としての歳入を確保し、緑地事業推進のための財源を確保する。 今年度においては、緑の基金積立額の目標値30,000円に対し、実績値は639,078円と上回ることができた。

※開発指導により新たに創出された緑地の面積 [ha] の平成29年度実績値を修正 (R2.3.9)

取組	「上尾市開発行為における公園および緑地の設置に関する基準」に基づき、事業者が開発行為を行う際には、開発区域の緑化を指導します。（みどり公園課）
活動内容	<p>「上尾市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」に基づき、市内開発区域の面積が500㎡以上の開発行為に対して、緑地の設置を指導することで、新たな緑地の創出を図っていく。</p> <p>今年度の市内開発行為において設けられる緑地面積の合計については、目標値2.8haに対して、実績値は3.57haと目標値を上回ることができた。</p>

取組	まちの緑を維持するため、公園の樹木などを適切に管理します。（みどり公園課）
活動内容	<p>例年同様、上尾市管理の都市公園を効率的に管理するために、公益財団法人上尾市地域振興公社と指定管理を結び、公園の維持管理を図っていく。</p> <p>今年度においては、指定管理公園数の目標値130箇所に対して、実績値は132箇所と、目標値を上回っている。</p>

取組	「工場立地法」に基づき、特定工場の緑地率の向上を目指します。（商工課）
活動内容	<p>市内の特定工場に対し、工場立地法の趣旨について理解を深め、緑地率向上に向けた取り組みがなされるように働きかけをする。</p> <p>今年度においては、市内特定工場の緑地率の目標値12.2%に対して、実績値も12.4%と達成することができた。</p>

施策<4>	水辺環境の保全・整備
<p>河川や農業用排水路などの水辺環境の維持管理を行い、水辺に親しめる場を確保するとともに、水辺の生物が生息・生育できる環境づくりに努めます。</p>	

環境指標	河川における不法投棄の件数 [件]	基準値	4	→	
<p>河川パトロール等による監視により、河川にごみ不法投棄されるのを防ぎ、水辺環境の保全につなげます。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
実績値	12	6	6	8	5

「主な取組」

取組	<p>生物が生息しやすい水辺環境を作るため、河川の水質改善や水辺空間の再生などに努めます。(河川課)</p>
活動内容	<p>市内主要3河川(芝川・鴨川・原市沼川)周辺について定期巡回を月1回実施し、必要に応じて浚渫や清掃を適宜実施した。また、その他不法投棄多発箇所についても随時巡回パトロールを実施した。引き続き、定期監視を行うとともに、異常があった際に迅速に対応できるよう、体制を整える。</p>

取組	<p>水辺に親しめるような護岸づくりについて整備方針を立て、段階的に改善・整備します。(河川課)</p>
活動内容	<p>上尾中堀川は、平成25年度から市河川全体の進捗状況とのバランスを図るため休工していたが、令和3年度より再び事業を推進していく。</p>

取組	堤防や護岸等の損傷箇所の発見や不法投棄の監視のため、河川パトロール等を実施します。(河川課)
活動内容	市で管理している河川・水路（総延長約270km分）について、河川の損傷・不法投棄がないか監視を行うため、河川パトロールを毎月実施。 水路の要清掃箇所については、浚渫工事（4件）を発注した。

取組	潤いとやすらぎのある景観や環境教育の場を保つため、水田や農業用排水路といった水辺環境を保全・管理します。(農政課)
活動内容	水利組合や環境保全会と協働し、水田や農業用排水路の藻刈り・浚渫・清掃などの維持管理作業を行った。また、農道修繕、用水路修繕、農閑期には草刈り、野焼きを実施し、適切な維持管理を行った。環境保全会の活動回数は年6回実施。今後も、適正な維持管理を水利組合および環境保全会と協働で継続して取り組む。

施策<5>	公園の整備
市民が身近に親しめる公園を整備し、既存公園の改修や協働による維持管理を行います。	

環境指標	都市公園の面積 [ha]	基準値	88	→	
身近に利用できる都市公園の面積を拡大することで、市民の憩いの場、自然とふれ合える場を増やします。					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
実績値	89.6	89.6	89.6	93.9	93.9

《主な取組》

取組	市民の身近な憩いの場を増やすため、土地区画整理事業で確保した用地を新たな公園として整備します。(みどり公園課・市街地整備課)
活動内容	大谷北部第四土地区画整理事業地内の8公園中7公園の整備が完了し、残り1公園については、次年度以降、同区画整理組合で整備予定。今年度は、みどり公園課で大谷第二土地区画整理事業地内の公園用地の実施設計と小泉土地区画整理事業地内の小泉氷川山公園の整備を行った。

取組	新たな公園を創出するため、空閑地(※)や生産緑地地区の公有地化に努めます。(みどり公園課)
活動内容	上尾市空閑地整備事業補助金交付要綱に基づき、空閑地の施設整備、維持管理、補修に要する経費の補助を行っている。

(※)【空閑地】…休耕畑地その他の空き地を市が借り受け、これを効率的に利用することにより、地域環境の保全並びに地域住民の福祉および体育の向上を目的に活用する用地のこと。

取組	市民のニーズにあった公園を整備するため、設計から維持管理まで地域住民の参加を呼びかけます。(みどり公園課)
活動内容	公園の整備計画を行うにあたって、自治会長をはじめとした、地域の意見を取り入れ、要望に沿った公園づくりを行うよう努めた。このことにより、公園を身近に感じ、維持管理について地域住民の協力が期待できる。

取組	身近な自然や公園を維持管理するため、市民や事業者との協働による緑のパートナーシップ制度(※)の拡大を図ります。(みどり公園課)
活動内容	地域の事務区やボランティア団体に対し、管理協定を締結し、報奨金を支払うことで、公園の維持管理に努めた。今後、高齢化の進んだ団体もあることから協定内容の見直しを図り、管理体制を密にしていく。 協定締結公園数の目標数値64公園に対して、今年度も63公園と現状維持の状態である。

取組	身近で自然とふれあい、学べる場を増やすため、既存公園の改修等を進めます。(みどり公園課)
活動内容	令和2年度に上尾市公園施設維持管理更新計画を策定したことから、今後はこの計画に基づき老朽化した公園施設について計画的な改修を図る。

(※)【緑のパートナーシップ制度】…公園管理協定に基づき、公園の軽易な管理作業を行う地域の団体等に対し報奨金を交付して、良好な都市環境と健全な街づくりを目指す制度のこと。

施策<6>	農地の保全・活用
<p>作物の生産や良好な景観の形成、生物の生息・生育といった多面的な役割を担う農地を保全するため、市民農園の利用を促進するとともに、環境に配慮した自然農法を奨励します。</p>	

環境指標	利用権が設定された農地の面積 [ha]	基準値	58.8	→	
<p>農業者と農地所有者との間で農地貸借等の権利（利用権）が設定された農地面積を拡大することで、新たな耕作放棄地の発生を防止し、農地の保全を図ります。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
実績値	46.3	62.5	60.9	64.1	62.3

「主な取組」

取組	都市における農地を保全するため、農地所有者への市民農園の開設を呼びかけるとともに、市民への利用促進を図ります。（農政課）
活動内容	<p>上尾市民農園アグリプラザ平塚を適切に運営することで、市民が農業に触れる場を提供している。本年度の利用者は271人であった。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、昨年度と比較して利用人数は減少したが、市民農園の利用率は概ね埋まっており、市民から好評を得ている。</p> <p>また、今後も農地所有者による体験農園の開設を補助することで、市内に体験農園を普及させ、農地の保全につなげていく。</p>

取組	環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を進めるため、減農薬農法や有機農法などの指導や補助を行います。（農政課）
活動内容	<p>「埼玉県特別栽培農産物認証制度」に基づく計画や、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づくエコファーマー認定に係る申請について、今年度は目標値20件に対し、17件と下回ったが、引き続き、環境負荷の優しい農業の推進を図った。</p> <p>農業分野においても、環境に配慮した制度への移行が進んでおり、現行の制度を維持していくとともに新たな制度導入も検討し、環境保全会など地元市民の環境保全への営みを支援していく。</p>

取組	農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。（農政課）
活動内容	地元住民による環境保全会が実施する維持管理や景観形成等の活動に対し、補助金を交付することで財政的に支援することができた。今後も環境保全会など地元市民の環境保全への営みを継続的に支援していく。

取組	地産地消により、地域農業を活性化させるため、直売施設の充実や「あげお朝市」に対する支援、地場産品の学校給食への活用などを推進します。（農政課・学校保健課）
活動内容	上尾市農産物直売所での農産物の販売に加え、「あげお朝市」の定期開催や様々なイベントへの市内農業者の出店を支援することで、市民と地元生産農家が直接顔を合わせられる販売機会を創出し、地産地消の啓発に努めた。新型コロナウイルス拡大の影響により、軽トラ市は2回の開催で、延べ468人の来客であった。少ない開催数ではあるが、市民からは好評を得ている。 また、学校給食へ市内農産物であるトマトを活用した。市内の子どもに対して、上尾市産の食材を活用することで、地産地消の啓発につなげた。

取組	遊休農地や耕作放棄地を解消するため、農地パトロールを実施し、利用権設定の促進を図ります。（農政課・農業委員会事務局）
活動内容	利用状況調査として8～10月に農業委員が行った農地パトロールの結果を踏まえ、利用意向調査を実施した。また、1月と8月の年2回農業委員会だよりを発行し、紙面にて農地パトロールを周知するとともに農地の適正な管理を促した。 利用権設定については、年2回受付期間を設け、希望者に対して相談・助言を行うとともに、利用権設定満了時には補助金を交付して利用権設定の促進を図った。

《総合評価》

都市公園面積、開発指導により設けられた緑地面積、利用権が設定された農地の面積は計画期間中、ほぼ順調に推移した。市民アンケートにおいても「まちの緑の豊かさ」「ゆとりある空間の豊かさ」「農地や田園環境の豊かさ」の満足度は大きく増加しており、一定の成果を得た。公園については防災の手段としての活用が期待されるため、地球温暖化による自然災害が多発する昨今、注力していく必要がある。

しかし、一方で河川における不法投棄件数は計画期間中、毎年度、目標を超える件数が発生した。今後、不法投棄対策について、監視体制など検討していく必要がある。

目標2 清らかで安全なまちに

大気汚染や河川などの水質汚濁のほか、市街地や住宅地における近隣騒音や悪臭などの都市型・生活型公害は、都市化が進む中で顕在化している課題です。

なかでも、自動車騒音など幹線道路周辺の生活環境については、本市のみならず、広域での対応を必要とする重要な問題となっています。これらの公害問題の解決と防止に取り組み、公害のない清らかなまちを目指すとともに、ごみなどが散乱していない清潔で美しいまちなみの形成を目指します。

方針2-1 公害のないまち

大気・水質・騒音等に係る環境基準を達成し、市民が健康に生活できるような取組を展開します。

また、悪臭や地盤沈下、土壌汚染・地下水汚染のほか、ダイオキシン類や放射線などの情報収集や指導により、公害の発生を防止し、市民の健康が将来にわたって保障されるよう努めます。

施策<7> 大気汚染の防止

大気汚染の原因となる揮発性有機化合物（VOC）や浮遊粒子状物質の発生を抑制するため、市内の大気の状態を継続して把握するとともに、市民・事業者への意識啓発に努めます。

環境指標	光化学スモッグ注意報の発令回数 [回]		基準値	9	→
大気汚染の原因物質の発生抑制により、光化学スモッグの発生を減らすことで、大気汚染による健康被害の低減を図ります。					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
実績値	1	6	6	7	6

《主な取組》

取組	市内の大気環境を把握するため、市内の観測所で定期的に大気の観測を行うほか、迅速な情報収集や効果的な対策のため県との連携を強化します。（生活環境課）
	<p>活動内容</p> <p>浅間台大公園にある埼玉県の測定局でPM2.5や光化学オキシダント等の大気汚染物質の常時監視を行った。光化学スモッグ注意報・警報発令時における防災無線放送及びメール配信を遅滞なく実施した。市民や事業者への広報活動の成果により、年度目標値を達成できる結果となった。</p>

取組	工場・事業場等による大気汚染を防止するため、ばい煙発生施設やボイラー等を設置している事業者に対し、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。（生活環境課）
活動内容	「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づくばい煙発生施設設置事業所へ立入調査を1件行った。また、適宜指導の実施やリーフレットの配布を行うなど、適切な施設の運転を行うよう、意識啓発や周知を行った。

取組	自動車からのCO ₂ やその他の排出ガスを抑制するため、市民や事業者エコドライブやアイドリングストップの実践を促します。（環境政策課・生活環境課）
活動内容	「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、20台以上収容可能又は面積500㎡以上の駐車場の設置者・管理者に対し、アイドリングストップを看板設置等により周知するよう指導をした。 また、今年度も引き続き、庁舎内や設置協力を得ているショッピングモールなどに「くらしレシビ」を設置し、市民にエコドライブについて、周知をした。

取組	市内全体での自動車利用を減らし、CO ₂ やその他の排出ガスの抑制につながるよう、市内循環バスを中心とする公共交通機関の充実や利便性の向上を図ります。（交通防犯課）
活動内容	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ぐるっとくん年間利用者数は344,353人であり、大幅に減少した。 運転免許証を自主返納した高齢者に対し、ぐるっとくんの乗車回数券24枚を交付する利用促進策の実施や『公共交通マップ』を作成・配布し、公共交通機関の利用促進を図った。

施策<8>	水質汚濁の防止
<p>市内の河川や地下水の水質汚濁の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者への意識啓発を実施するなど、水質浄化対策を推進します。</p>	

環境指標	水質汚濁防止法および埼玉県生活環境保全条例に基づく工場・事業場の排水基準の適合率 [%]	基準値	82.3	↗	
<p>工場・事業場への立入検査や指導により、排水基準に適合している工場等の割合を増加させることで、公共用水域の水質保全を図ります。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
実績値	91.9	87.9	88.0	93.0	83.3

《主な取組》

取組	<p>家庭の生活雑排水による環境負荷を低減するため、市民に生活排水に関する配慮事項を具体的に示し、周知します。（生活環境課）</p>
活動内容	<p>浄化槽維持管理（保守点検、清掃、法定点検）に関するチラシを下水道未整備区域へ回覧し、管理者の浄化槽維持管理に関する意識の向上を図った。</p>

取組	<p>河川や地下水の水質状況を把握するため、定期的な水質調査を行い、汚染確認時には適切な指導と対策を実施します。（生活環境課）</p>
活動内容	<p>例年通り、市内17地点の河川で実態調査を実施した。全体的に良好な結果を得ることができた。引き続き河川の水質の状況把握に努め、異常がある際には迅速に対応できるよう体制を整える。</p>

取組	河川の水質浄化を行うため、流域の自治体と組織した連絡協議会に参加し、効果的な対策を広域的に取り組みます。（環境政策課・河川課・下水道施設課）
活動内容	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、近隣市との広域的な連絡協議会（江川・綾瀬川・芝川・新芝川の4河川）は書面開催となった。また、綾瀬川クリーン作戦は実施することができなかった。次回の綾瀬川クリーン作戦では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分に講じ、実施できる体制を整える。

取組	工場・事業場等による水質汚濁を防止するため、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。（生活環境課）
活動内容	工場・事業場へ「水質汚濁防止法」・「埼玉県生活環境保全条例」に基づく立入調査を実施した。事業所への立ち入り調査を実施し、超過項目のあるところへは必要な指導をした。コロナ禍の影響を受け、目標値に対して未達であったが、注意を要する箇所は遅滞なく立入調査を行い、効果的な指導を行うことができた。

取組	河川等の公共用水域の水質保全のため、公共下水道の整備を計画的に進めます。（下水道施設課）
活動内容	公共下水道整備の対象地域である、堤崎、大谷本郷、小敷谷、上地区においては予定通り整備を行った。また大谷北部第二、第四の土地区画整理地内においては、区画整理事業の進捗に合わせて工事の調整を行った。 新たに下水道整備を進める地域においては、周辺環境を熟知したうえで綿密な事前調査を行い、適切な下水道整備を進める。また区画整理地内においては、引き続き組合側と調整を行い、計画的に整備を進め水質保全に努める。

施策<9>	騒音・振動の防止
<p>騒音・振動の被害を防止するため、市内の道路交通騒音・振動の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者に対し、騒音・振動の発生抑制について啓発・指導を行います。</p>	

環境指標	道路騒音・振動にかかる要請限度の達成状況 [%]	基準値	90	➔	
<p>道路騒音・振動にかかる要請限度を超えず基準を達成している割合を向上させることで、騒音・振動の改善に努めます。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
実績値	100	100	94.4	95.8	86.8

≪主な取組≫

取組	<p>市内の道路環境の改善を図るため、騒音・振動測定により道路交通騒音や振動の状況を把握し、補修の必要がある場合には道路管理者に要請します。（生活環境課）</p>
活動内容	<p>年間1回、市内3か所（上尾道路・さいたま菖蒲線・国道17号）で道路環境における騒音・振動測定を実施し、基準達成率は86.8%と前年度を下回った。なお、要請限度を超える測地値は僅かであった。</p>

施策 <10>	放射線対策の実施
<p>市内の空間放射線量や放射性物質を測定し、測定結果を公表するとともに、基準値を超える放射性物質が検出された場合は、除染等の適切な措置を実施します。</p>	

環境指標	公共施設の放射線量測定か所において基準値を超えている箇所数 [か所]	基準値	0	→	
<p>公共施設における空間放射線測定の定期的な実施により、基準値を超えているか所を0か所に維持することで、放射能による不安や健康被害を防ぎます。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
実績値	0	0	0	0	0

≪主な取組≫

取組	市内の学校・保育所・公園等の空間放射線や学校給食食材および農作物の放射性物質を測定し、結果を広く公表します。(生活環境課)
活動内容	計画的に、市内の学校・保育所・公園等の空間放射線及び学校給食・給食食材・農作物についての放射性物質の測定を実施した。基準値を超える事例は発生せず、すべての測定結果について上尾市ホームページに掲載をした。

施策<11>	その他の公害の防止				
<p>悪臭、地盤沈下、地下水・土壌汚染等の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者に対し、公害防止に向けた啓発・指導を行います。</p>					

環境指標	悪臭にかかる苦情件数 [件]			基準値	8	→
<p>工場・事業場等からの悪臭について、状況を把握し、指導することにより、良好な生活環境の維持に努めます。</p>						
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	
実績値	26	26	16	16	20	

環境指標	ダイオキシン類等の環境基準の達成状況（大気） [%]			基準値	100	→
<p>ダイオキシン類について状況把握や排出抑制の指導により、環境基準の達成率を100%に維持することで、汚染による健康被害を防ぎます。</p>						
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	
実績値	100	100	100	100	100	

環境指標	アスベスト対策が行われていない民間建築物の棟数 [棟] (500~1000㎡) (※1)			基準値	16	→
<p>アスベストの使用状況把握と分析調査への補助により、アスベスト対策が行われていない民間建築物の棟数を減らすことで、健康被害を防ぎます。</p>						
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	
実績値	15 (※2)	0	0	0	0	

※1『アスベスト対策が行われていない民間建築物の棟数』について、対象の情報を追記（H31.3）

※2『アスベスト対策が行われていない民間建築物の棟数 [棟]』の平成28年度実績値を修正（H30.7）

《主な取組》

取組	市内の工場・事業場等からの悪臭を防止するため、発生状況を把握し、発生源への指導を実施します。（生活環境課）
活動内容	市民からの悪臭に伴う苦情が発生した際に、発生源調査を行い、悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき指導した。すべての悪臭苦情に対し、発生源調査を行い、適切な指導及び助言を行った。

取組	市内のダイオキシン類の汚染実態を把握するため、大気および河川のダイオキシン類の調査を実施します。（生活環境課）
活動内容	大気中は市内3箇所、河川は市内4箇所ダイオキシン類の測定を行い、環境基準を達成していることが確認できた。

取組	アスベストによる健康被害を防止するため、アスベストを使用している民間建築物の把握と、所有者に対するアスベスト分析調査のための補助を実施します。（建築安全課）
活動内容	今年度は市で把握していない、アスベストの対策が行われていないとされていた民間建築物2棟について、補助金を利用したアスベスト含有調査を行い、いずれも含有されていないを確認した。

《総合評価》

計画期間中、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、立ち入り検査等が困難になった令和2年度を除き、水質汚濁や騒音・振動の防止、放射線対策等、法令に定められた環境基準を遵守し、実績値は計画期間を通して順調に推移した。悪臭にかかる苦情件数については、計画期間中、毎年度とも目標の苦情件数を大きく上回っているが、速やかな対応と適切な指導を行っている。

市民アンケートにおいて、生活環境の項目の満足度は向上している。公害の防止は、市民生活への影響はもとより、環境問題や社会問題への社会的責任が求められており、引き続き適正な管理を行っていく。

方針 2 - 2 美しいまち

市民一人ひとりが環境美化の意識を高め、まち全体が清潔で良好な生活環境を維持できるような取組を展開します。また、周辺環境と調和のとれた美しいまちなみの形成に向け、景観保全・整備に努めます。

施策<12> 環境美化の推進

ごみの散乱や不法投棄を防止するため、環境美化に対するモラルを向上し、美しいまちづくりを進めます。

環境指標	クリーン上尾運動 ^{※1} のごみ回収量 [t]	基準値	25	→	
環境美化に対するモラルの向上により、ごみの不法投棄やポイ捨て等を減らすことで、ごみのない美しいまちを目指します。					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
実績値	16	21	18	17	3 ^{※2}

「主な取組」

取組	ごみの散乱を防止するため、ごみの分別方法や収集日、リサイクル品の回収日の周知、ごみ散乱防止ネットの設置を指導します。（西貝塚環境センター）
活動内容	ごみ収集カレンダー及び家庭ごみの出し方の作成・配布を行い、分別方法等の周知を行った。また、カラスなどによるごみ散乱の被害を避けるため、ごみ散乱防止ネット（141件240枚）を配布し、ごみ集積所の良好な環境維持につなげた。
取組	資源物の持ち去り行為を防止するため、監視パトロールを強化します。（西貝塚環境センター）
活動内容	資源物の持ち去り防止のため、月に1回（各地区の資源物回収日）、監視パトロールを実施した。なお、パトロール中に持ち去りしている車両は確認されなかった。パトロールを行うことで、資源物の持ち去りの抑止に努めた。

※1【クリーン上尾運動】…市内に散乱するごみ・空き缶を回収するとともに、清掃活動やリサイクル活動をとおして市民の環境意識の高揚を図るため、関東統一美化キャンペーン実施日（5月30日＝ごみゼロの日）を中心に、地区（上尾・平方・原市・大石・上平・大谷・原市団地・尾山台団地・西上尾第一団地・西上尾第二団地）ごとに実施される美化活動。

※2 令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部地域で活動が中止となった。

取組	ごみの適正処理とまちの環境を保全するため、道路・河川などの不法投棄ごみの撤去を行います。（道路課・河川課）
活動内容	市が管理している道路については、道路パトロール（20回）年末パトロール（10回）を実施。市内河川については、不法投棄が多発する時期（4月～6月）にパトロールを重点的に実施した。また、道路については、市民からの通報により、不法投棄のごみを約8件撤去した。

取組	路上へのたばこの吸殻の散乱を防止するため、「路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、指定された区域内での路上喫煙を禁止します。（生活環境課）
活動内容	上尾駅西口及び北上尾駅西口の指定喫煙場所にパーテーションを設置したことで、受動喫煙の防止を図った。今後、パーテーションが設置されていない北上尾駅東口の指定喫煙所にもパーテーションを設置していく。引き続き、路上喫煙防止について、広報への掲載を活用し、啓発を行う。

取組	まちの環境美化を推進し、快適な生活環境を保持するため、空き缶等のポイ捨てやペットの排泄物の放置を防止します。（生活環境課）
活動内容	ごみのポイ捨てに関する苦情や問い合わせは多く、広報等を通して市民に広く周知・啓発を図った。また、野良猫については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援事業」の実施を見合わせた。

施策<13>	景観の保全・整備
<p>良好なまちの景観を形成するため、農地の保全や周囲と調和のとれた建物への誘導を図るとともに、景観を阻害するような違法看板などを撤去します。</p>	

環境指標	街づくり協議会活動を通じ策定した地区計画数 [-]	基準値	3	→	
<p>建築物等の色彩を周囲の環境と調和をとるよう記した地区計画数を増加することで、景観に配慮したまちづくりにつながります。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
実績値	3	4	6	6	8

環境指標	違反屋外広告物看板の撤去枚数 [枚]	基準値	9,909	→	
<p>条例に違反した景観を阻害する屋外広告物の除去対策を進めることで、良好なまちの景観づくりに努めます。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
実績値	10,080	9,591	8,829	9,463	5,387

《主な取組》

取組	<p>まちの景観の改善や防災対策のため、優先地域の選定を行い、電線類の地中化について、国や県、電力会社へ要請します。(道路課)</p>
活動内容	<p>西宮下中妻線について、電線共同溝敷設箇所の歩車道整備を行ため、西宮下中妻線の上尾西口第3駐車場から主要地方道川越上尾線までの間で電線共同溝敷設箇所の用地買収を行った。</p>

取組	良好なまちの景観を形成するため、一定規模を超える建築物や工作物の建築等が行われる際は、色彩や形状などを地域の環境と調和のとれたものとするよう指導します。 (都市計画課)
活動内容	「景観法」に基づき、届出審査時に周辺との調和のとれた設計となるよう、19件の協議・助言を行った。今後も引き続き、適切な審査・指導を行っていく。

取組	まちの景観維持のため、「埼玉県屋外広告物条例」に違反した景観を阻害するはり紙や捨て看板等の除去対策を進めます。(道路課)
活動内容	「埼玉県屋外広告物条例」に違反する屋外広告物を撤去するため、年度計画どおり35回の違法看板パトロールを行った。今後も引き続き、まちの景観維持のためパトロールを実施していく。

取組	建築物等の色彩を周囲の環境と調和のとれたものにするため、街づくり推進条例を活用した住民主体のまちづくり活動の支援を通じて、地区計画を策定します。(都市計画課)
活動内容	上尾富士見団地地区及び地頭方地区において街づくり協議会活動を支援し、建築物を新築等する際には周囲と調和した色彩の使用を求める地区計画を、住民意向を踏まえた内容を盛り込んで策定することができた。 今後、新規地区での地区計画の策定のため、街づくり協議会の設立に向けた合意形成支援を行っていく。

《総合評価》

クリーン上尾運動においては、計画初年度を除き目標達成せず、また令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、活動が一部地域で中止となり、状況を把握できない実績値になった。

地区計画策定数及び違反屋外広告物の撤去数においては、計画期間中、毎年度ほぼ目標値を達成しており、美しいまちの実現に大きく貢献した。

市民アンケートにおいて「周辺のきれいさ」の満足度は9.8%と大幅に増加しており、目標を超える成果が得られた。引き続き、市民のみなさんが気持ちよく暮らせる環境を持続していく。

目標3 次世代を思いやるまちに

地球温暖化をはじめとする環境問題は、国際的かつ広域的な対策のみならず、普段の私たちのライフスタイルを見直し、変えるだけでも、その解決に繋がるものです。

私たち一人ひとりが、自らの生活の場としての地域を地球規模の視野でとらえることのできる、いわば「地球市民」としての感覚を身に付け、環境に配慮した生活や経済活動を実践することが求められています。

このような観点において、美しい地球と環境の恵みを将来に継承することを目指し、省資源や省エネルギーをはじめ、再生可能エネルギーの導入・拡充など、地球環境問題の解決のための取組や、低炭素社会および循環型社会の構築を進めていきます。

方針 3-1 低炭素化に取り組むまち【上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

省エネルギー活動の実践、再生可能エネルギーの導入、3Rの推進など、市や地域でできる地球温暖化対策に、市民・事業者・行政が一体となって取り組みます。また、温暖化による被害を軽減するため、適応策を推進します。

施策<14> 省エネルギーの推進

CO₂排出量の削減に向けて、日常的な省エネルギー活動を継続させつつ、家庭や事業所における省エネ診断、エコチューニング等の活用を促進するなど、地域全体で省エネルギー活動を実践していきます。

また、市役所も一事業者として、「上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、CO₂排出量の削減に向けた取組を実施します。

環境指標	市内のCO ₂ 排出量 [千 t-CO ₂]				基準値	1,250	→
地域全体で省エネルギー活動に取り組むことで、市内のCO ₂ 排出量を削減し、地球温暖化の緩和に努めます。							
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度		
実績値 (※)	1,133	1,231	-	-	-		

(埼玉県より数値が公表されていないため、掲載不可)

環境指標	市の公共施設および事務事業からの温室効果ガス排出量 [t-CO ₂]				基準値	18,798	→
市が「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づいた取組を推進することで、公共施設および事務事業からの温室効果ガス排出量を削減し、一事業者として地球温暖化の緩和に努めます。							
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度		
実績値	16,997	17,867	18,469	16,786	16,379		

(※) 実績値について、当該年度のその翌々年度に埼玉県が公表する「埼玉県温室効果ガス排出量推計報告書」に基づいているため、おおむね2年のタイムラグが生じる。令和2年度より、埼玉県における県内市町村の温室効果ガス排出量の算出方法が変更された。それに合わせ、過去に遡り数値を修正し、基準値と目標値を修正した。環境科学国際センターから提供されたデータはH18までだったため、基準年度であるH17の数値は独自に推計した。なお、県の公表前のデータを用いていることから、公表後の数値と差異が生じる場合がある。

《主な取組》

～市民向け～

取組	家庭におけるエネルギー使用量の削減を図るため、市民に向けて自然エネルギー・省エネルギー型設備等の情報提供を行い、設備更新を促します。（環境政策課）
活動内容	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、例年のように環境推進大会等のイベントで、奨励金・補助金事業の啓発活動は行えず、広報誌への掲載により周知を行った。「省エネ推進奨励金」や「省エネ住宅改修補助金」については、多くの市民に利用してもらうことができ、家庭部門のエネルギー削減に寄与できた。

取組	家庭におけるエネルギー使用量の削減を図るため、個人住宅への自然エネルギー・省エネルギー型設備等の導入および省エネリフォーム工事の実施に対して補助します。（環境政策課）
活動内容	今年度はパンフレットを、より利用しやすいよう大幅に修正した。また、広報誌や市のwebサイトで、奨励金・補助金制度をわかりやすい周知に努めることで、予算執行率について、省エネ対策推進奨励金は99.9%、省エネ住宅改修補助金は100%であり、予算の範囲内で制度の運用を最大に行うことができた。 来年度も、対象機器や申請書類の仕様変更などがあった場合は、早急に検討・対応し、継続的に家庭での効果的な省エネルギー活動を支援していく。

～事業者向け～

取組	事業所におけるエネルギー使用の無駄を省き、CO ₂ 削減・コスト削減を図るため、省エネ診断やエコチューニング等の取組を積極的にPRします。（環境政策課）
活動内容	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、「省エネ補助金説明会」の開催には至らなかった。今後は、説明会の開催方法を検討するとともに、必要な情報を市民や事業者に届け、省エネルギーを推進していく。

取組	「上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を推進し、市の公共施設および事務事業の実施により排出される温室効果ガスの削減を図ります。（環境政策課・関係各課）
活動内容	「庁舎ライトダウン」、「省エネ診断」等を実施することができなかった。内部環境監査については実施し、各所属が作成した職場計画書の進捗について、進捗状況の確認と改善提案作成を行い、各職場の省エネの取り組み状況を確認することができた。引き続き、監査や取り組みを通して職員の意識啓発を促す。

取組	CO ₂ 削減効果の高い電気自動車を普及させるため、電気自動車の購入に対する補助と充電設備の利用を促進します。(環境政策課)
活動内容	次世代自動車の普及のため、電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHV)、電動バイクの購入補助を行い、合わせて14台の補助金を交付することができた。「くらしレシピ」を2つの商業施設に常設することで、幅広く、分かりやすく市民に啓発できた。今後は次世代自動車の普及に伴い、申請件数の増加が見込まれる。「上尾市省エネ対策推進奨励金」を多くの市民に知ってもらい、活用いただけるよう、更なる周知に努める。

EV(電気自動車)とPHV(プラグインハイブリッド自動車)

【EV】

電気で走行する車。ガソリンを使用しないため、走行時のCO₂排出量はありません。

【PHV】

コンセントから直接充電できる機能を持ったハイブリッド自動車のこと。電気を使い切ると、そのままハイブリッド自動車として走行します。

電気は、ガソリンや軽油より安価なため、ランニングコストを抑えられます。また、国や自治体の補助金の交付や税制優遇が受けられます。

100km走行した場合の燃料費の計算例

ガソリン車 約690円	EV 約310円
-------------	----------

※参考：一般社団法人次世代自動車振興センターHP

【上尾市省エネ対策推進奨励金】

上尾市では、EVやPHVを購入した方に対して補助金を交付しています。

①EV(電気自動車)

購入金額の2分の1、上限50,000円

②PHV(プラグインハイブリッド自動車)

購入金額の2分の1、上限30,000円

申請書に必要書類を添付して、環境政策課窓口へ直接申請してください。

【電気自動車急速充電器】

上尾市役所東側駐車場に、電気自動車急速充電器を設置しています。


利用時間

平日及び土曜日(閉庁日は除く) 8:30~16:45

利用料金

1回200円(30分)

施策<15>	再生可能エネルギー等の活用
<p>再生可能エネルギーは、化石燃料の使用削減を通じて、地球温暖化防止に貢献するだけでなく、地域分散型のエネルギーとして災害時に活用できます。</p> <p>本市の地域資源を踏まえ、再生可能エネルギー等を積極的に活用していくことで、地球温暖化の防止と災害への備えを両立していきます。</p>	

環境指標	省エネルギー型設備の導入および省エネリフォーム工事等への補助件数 [件]	基準値	381		
<p>省エネルギー型設備の導入や省エネリフォーム工事等を促進することで、家庭からのCO₂排出量を削減し、地球温暖化の緩和に努めます。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
実績値	381 (※)	287 (※)	271	275	281

「主な取組」

取組	CO ₂ が排出されないクリーンエネルギーの利用を促進するため、太陽光発電や地中熱ヒートポンプなど再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行います。(環境政策課)
活動内容	昨年度に引き続き、広報誌での奨励金・補助金事業の啓発活動の中で、太陽光発電システムを紹介した。太陽光発電システムについては、様々な媒体を利用し、広く周知を図った。その他の再生可能エネルギーについては、普及率や設置費などの情報収集に努め、情報提供のための検討を行う。

※省エネルギー型設備の導入および省エネリフォーム工事等への補助件数 [件] の平成28年度実績値、平成29年度実績値を修正 (R3.3)

施策<16>	ごみの発生抑制を中心とした3Rの推進
<p>ごみの排出量を削減することは、市内から発生する温室効果ガスを削減することにもつながります。ごみの発生抑制を推進するため、市民・事業者に対して啓発・指導を行います。</p> <p>また、市民・事業者の自主的な資源回収の取組を支援するとともに、市全体で3R（発生抑制・再利用・再資源化）を推進します。</p>	

環境指標	地域リサイクル活動による資源回収量の割合 [%]	基準値	8.3	→	
<p>地域リサイクル活動の活性化により、市全体のごみ量（家庭系ごみ・事業系ごみ）における地域リサイクル活動による資源回収量の割合を増やすことで、ごみの排出抑制・再利用・再資源化につなげ、CO₂排出量の削減を図ります。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
実績値	9.4	9.1	9.0	8.4	7.9

《主な取組》

取組	家庭ごみの減量化と資源循環のため、ごみの減らし方やリサイクルについての出前講座を実施します。（環境政策課）
活動内容	今年度は、出前講座は2回実施し、ごみの減らし方やリサイクルについて説明を行った。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実施回数は少ないが、参加していただいた方へのごみ減量に対する意識の啓発をすることができた。

取組	生ごみの減量化およびたい肥化により資源の有効利用を図るため、家庭用生ごみ処理容器等の購入に対して補助します。（環境政策課）
活動内容	広報誌への掲載や各支所・出張所にパンフレットの設置をし、「家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金制度」について広く周知し、今年度は38件の申請があった。申請数は3年連続で増加しており、市民にごみ減量について、意識啓発が行えた。

取組	建設工事における廃棄物の発生を抑制するため、建築物等に係る分別解体等および再資源化等を適正に実施するよう事業者に指導します。（建築安全課）
活動内容	例年、解体現場パトロールを4回行う計画であるが、今年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、10月に一度だけ埼玉県と合同で行った。解体現場では、廃棄物が適切に処理されていることを確認した。

取組	地域における資源ごみのリサイクルを促進するため、地域でリサイクル活動を行う団体に対して支援を行います。（環境政策課）
活動内容	今年度は121団体の地域リサイクル事業の実施団体に対して、報奨金を交付し、財政面からの支援を行った。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により各団体の活動が制限され、回収量も減少した。地域リサイクル事業について、広報誌や市ホームページ等で活動内容やその仕組みについて広く周知していく。

取組	使用済み小型電子機器等の適正な処理と資源循環のため、公共施設に回収ボックスを設置して小型家電リサイクルを推進します。（西貝塚環境センター）
活動内容	市内9か所の公共施設の回収ボックスなどを通じて小型家電リサイクルを推進し、今年度は昨年度の15 tを上回る、25 tの回収量を得た。引続き、小型家電リサイクルによる資源循環を進める観点から、回収量の増加を図る施策を検討する。

施策<17>	自転車利用等の促進
<p>自動車の利用に伴い排出されるCO₂を抑制するため、自転車を利用しやすい環境の整備や公共交通機関の利便性の向上に努めます。</p>	

環境指標	整備した自転車レーンの長さ [k m]	基準値	2.5	→	
<p>「上尾市自転車ネットワーク計画」に基いて自転車レーンの整備を進めることで、自転車を利用しやすい環境をつくり、自動車の利用に伴うCO₂排出量の削減を図ります。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
実績値	4.0	4.5	5.2	5.6	6.3

≪主な取組≫

取組	市民が安全で快適に自転車に乗れるようにするため、自転車の正しい運転方法など交通安全について啓発します。(交通防犯課)
活動内容	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、市東側の小学校11校中、要望があった9校に対し交通安全教室を実施した。引き続き、隔年で市の東側、及び西側の小学校に交通安全教室を実施する。来年度は西側の小学校11校で交通安全教室を行う。

取組	歩行および自転車の利用しやすい環境づくりのため、放置自転車対策を進めます。また、処分自転車の再利用により、自転車利用を促進します。(交通防犯課)
活動内容	放置自転車の撤去作業を月4回行い、250台撤去した。また、撤去した放置自転車のうち再利用可能な41台について、埼玉県自転車軽自動車商協同組合上尾支部に譲渡した。放置自転車の台数減少に伴い、撤去した放置自転車の数も減少した。引き続き、放置自転車の撤去を行い、同時に利用可能な自転車の再利用も行っていく。

取組	自転車の利用しやすい環境づくりのため、駐輪場・駐輪スペースを公共施設に確保するとともに、事業所・店舗・集合住宅などの開発に対し設置を指導します。（交通防犯課）
活動内容	集合住宅や店舗等を開発する事業者に対し、駐輪場の設置等の指導を行い、駐輪場が設置された。引き続き、事業者に対して駐輪場の設置等を指導する。

取組	市民の自転車利用を促進するため、事業者との協働による計画的・効果的な駐輪場の整備手法を研究します。（交通防犯課）
活動内容	今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、視察については見合わせを行った。引き続き、他自治体の先進事例を研究し、当市において適用や応用ができるか検討する。

取組	自転車が安全に走ることができる環境整備のため、「上尾市自転車ネットワーク計画」を踏まえ、自転車レーンの整備を進めます。（都市計画課・道路課）
活動内容	今年度は小敷谷吉田線において、760mの自転車通行帯の整備を実施した。次年度は西宮下中妻線について、自転車通行帯の整備を進めていく。

施策<18>	地球温暖化への適応策の推進
<p>IPCC 第5次評価報告書によれば、2081年から2100年の世界の平均地上気温は、可能な限りの温暖化対策を施した場合のシナリオでも、1986年から2005年の平均よりも0.3～1.7℃上昇すると予測しており、地球温暖化による影響は避けられない状況になっています。</p> <p>そのため、これまでの温室効果ガスの発生抑制のための「緩和策」の一層の推進に加えて、地球温暖化による影響に対する「適応策」を講じていく必要があります。なかでも、本市での被害が懸念される地球温暖化による影響として、「熱中症」「ゲリラ豪雨等による浸水被害」などへの備えを推進していきます。</p>	

環境指標	クールシェア実施箇所数 [か所]	基準値	11	→	
<p>市内のCO₂排出量削減につながるクールシェアを実施している公共施設等の箇所数を増やすことで、地球温暖化に適応する取組を推進します。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
実績値	26	81	100	82	0

≪主な取組≫

取組	ヒートアイランド現象を緩和するため、グリーンカーテンの設置をはじめ、緑化を指導し、まちなかの緑を増やします。(環境政策課・みどり公園課)
活動内容	環境推進月間の6月に合わせ、広報誌に地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を少なくする「エコライフ」について、クールビズや市本庁舎等での節電、グリーンカーテンの活用等の情報を掲載し、周知を図った。また、緑の募金緑化事業交付金を活用し、西小学校にグリーンカーテンの設置、鴨川プランターへの草花植付けを実施した。さらに上尾市自然学習館と戸崎公園においてグリーンカーテンを設置し、地球温暖化防止対策を実施した。
取組	夏の暑さをしのぐため、市民や事業者に打ち水、グリーンカーテンなどの暑さ対策を広く呼びかけます。(環境政策課)
活動内容	庁舎内や協力いただいている店舗に「くらしレシピ」を設置した。また、6月の環境推進月間に合わせた広報誌の「エコライフ」の記事に、グリーンカーテンの活用等の情報を掲載し、周知を図った。グリーンカーテンについては、上尾市省エネ推進奨励金の対象となっており、今後も周知を継続していく。

取組	熱中症予防や家庭の冷房によるエネルギー使用量の削減を図るため、公共施設や市内商業施設等における「クールシェア」の取組を推進します。（環境政策課）
活動内容	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、イベントの開催が困難となり、クールシェアスポット等が開催できなかった。

取組	ゲリラ豪雨による浸水被害に備えるため、浸水が予想されるエリアや避難場所の周知、市民の防災意識の向上を促進します。（危機管理防災課）
活動内容	上尾中央看護専門学校、大石公民館、上尾公民館、上尾市社会福祉協議会大谷支部にて出前講座を実施し、災害対応の周知啓発をした。また、上尾ロータリークラブにて、Yahoo!との連携で上尾市の防災の取組について出前講座も行った。Yahoo!と連携をし、講座を開催できたことで、新たな防災対策を実施することができた。

取組	ゲリラ豪雨による浸水被害を軽減するため、市民や事業者に雨水浸透ますや雨水貯留タンクの設置を呼びかけるとともに、雨水貯留槽の設置や透水性舗装の整備などによる雨水流出抑制を指導します。（建築安全課・河川課）
活動内容	雨水処理について、建築確認申請時及び建築相談時に、必要に応じて雨水浸透枡を設置するよう指導を行った。申請等で提出されるほとんどの図面には、雨水浸透枡の設置位置が記載されていることから、雨水の宅地処理を行うことが周知されていることは評価できる。 雨水貯留タンク補助制度の普及のため、広報誌や市のwebサイト、河川課窓口などで周知を図った。申請件数については去年度と同数程度であった。

《総合評価》

市の公共施設及び事務事業から排出される温室効果ガス並びにクールシェア実施箇所数は計画期間中、ほぼ目標達成している一方、省エネ設備・リフォームへの補助件数、地域リサイクルによる資源回収量割合、整備した自転車レーンの長さについては目標達成できなかった。特に地域リサイクルについては、年々、割合は減少傾向にあり、普及啓発等、検討する必要がある。

温室効果ガス排出量については、国が定める2030年に2013年度比46%の削減目標を目指す中で更なる努力が求められる。低炭素化に留まらず、脱炭素社会の実現に向けて対策に取り組んで行く必要がある。また、再生可能エネルギーの普及や、資源循環、ごみの減量等についてより一層取り組む必要がある。

方針 3 - 2 環境のために行動するまち

子どもから大人までが環境について学び、考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践するための取組を展開します。また、未来を担う子どもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境活動の輪を広げていきます。

施策<19> 環境教育・環境学習の推進

子どもから大人まで全ての世代の環境意識の向上を目指し、環境について学ぶ機会を増やします。そのために、学校や地域などでの環境教育の推進を支援するとともに、次世代の環境活動をけん引する新たな人材の確保と育成を図ります。

環境指標	環境イベントの初参加者数の割合 [%] (※)	基準値	31.7	→	
環境推進大会や環境学習会等のイベントを通して環境への関心を高め、市民の環境意識の全体的な底上げを図ることで、環境教育の推進につなげます。					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
実績値	70.4	77.7	79.4	76.3	13.6

《主な取組》

取組	環境への理解を深めるため、環境教育に必要な資料やパンフレット等を充実させます。 (環境政策課)
活動内容	環境推進協議会事業として、JR上尾駅自由通路にて環境パネル展、中学校においてもパネル展示を行い、アンケートを実施した。

(※) 施策<19>の環境指標について、平成27年度実績をもとに実情にあった指標として再設定したもの

取組	地域における環境学習の機会を増やすため、公民館において市民向けの環境に関する講座を開催します。（環境政策課・生涯学習課）
活動内容	例年、上尾市環境推進協議会の主催事業として、環境学習会を行っていたが、新型コロナウイルス感染拡大により開催できなかった。

取組	環境教育の機会を増やすため、子どもから大人まで参加できる環境イベントの定期開催や市民団体・事業者・学校・地域が実施する環境への取組を支援します。（環境政策課・指導課）
活動内容	環境推進協議会事業として、JR上尾駅自由通路にて環境パネル展、中学校においてもパネル展示を実施し、地域や学校への環境に対する興味・関心を醸成した。

取組	将来にわたって環境活動を継続するため、次世代の環境活動をけん引するリーダーやボランティアなど新たな人材の確保と育成を図ります。（環境政策課・生活環境課）
活動内容	新型コロナウイルス感染拡大の影響によりイベント等が開催できなかった。今後は状況に応じたイベントに代替する企画・実施も検討していく。

施策 <20>	協働による環境活動の推進
<p>将来の上尾市、将来の地球の環境を守るためには、先人から受け継いできた誇るべき上尾市の環境を守り、育て、次世代へと継承していく必要があります。</p> <p>そのため、市民・事業者・行政がそれぞれ担う役割を認識し、その役割を果たしつつ、協働体制をより強固なものとするこ とで、十分な効果を発揮できるよう協働による環境活動の底上げを図っていきます。</p>	

環境指標	環境保全活動を行う登録団体数 [団体]	基準値	103	→	
<p>環境保全活動を行う登録団体の数を増やすことで、環境活動に取り組む人々の裾野を広げ、市民・事業者・行政の協働による環境活動の推進に努めます。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
実績値	103	103	101	99	99

《主な取組》

取組	<p>将来にわたって自然が豊かな美しいまちを守るため、市民一人ひとりが日常的な習慣として環境保全行動に取り組めるように、広報やイベントを通じて啓発します。(環境政策課)</p>
活動内容	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により少ない回数ではあるが、出前講座を通して一般市民向けに環境についての情報を発信することが出来た。</p>

取組	<p>環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行うグループ間の交流を促進します。(環境政策課)</p>
活動内容	<p>上尾駅自由通路において、環境推進協議会員や事業者による環境パネル展を開催したが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、出展した会員の情報交換や交流促進の機会を設定できなかった。環境活動団体については、引き続きサポートを行っていく。</p>

取組	市民・事業者・行政が一体となってまちの環境美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。（生活環境課）
活動内容	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、クリーン上尾運動（※）が中止となった自治会が多かったが、一部開催した自治会などで収集されたゴミの回収を行った。活動は困難であったが、「上尾市環境美化推進員連合会だより」などを活用し、引き続き、ごみ減量の啓発を図る。

《総合評価》

環境イベントの初参加者の割合は計画期間中、ほぼ毎年目標達成している一方、環境保全活動を行う登録団体数は、目標を達成できなかった。

環境教育・環境学習の推進として新しい学習の場の提供や、多様な媒体での幅広い周知が必要である。環境問題への対策は、「環境のために行動するまち」として行政・事業者・市民が協働で取り組む課題である。市がパイオニアとして、率先して環境対策に臨み行動を示すとともに、市民や事業者への意識啓発を徹底していく。第3次計画では、小中学校における環境教育の指標も盛り込んでいるので、一層の努力をしていく。

＜上尾市環境推進協議会＞

環境推進協議会とは...

環境の保全と創造に関し、会員がそれぞれの役割や能力に応じて自主的な取組を行い、相互に緊密な連携を図りながら協働して環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指すことを目的としています。

主な取組み...

- ▶ 上尾市環境推進大会
環境保護団体の活動報告など
- ▶ 環境学習会
毎年違う内容で開催しています
- ▶ 観察会
さまざまな自然と触れあえます

＜上尾市環境美化推進員連合会＞

上尾市環境美化推進員連合会とは...

上尾市環境美化推進員は、地域住民のリーダーとして、健康で清潔な住み良い街づくりの推進に資するため、自治会長等の推薦に基づき市長が委嘱しています。連合会は、環境行政推進のために事業計画の充実を図ることを目的としています。

主な取組み...

- ▶ 地域美化活動の推進
- ▶ ごみ集積所の適正管理の調査・啓発
- ▶ 一般廃棄物（ごみ）の減量化・（資源物の）リサイクルの推進
- ▶ 不法投棄及び収集不適物、資源物持去りの市への通報 など

（※）【クリーンあげお運動】・・・26ページ参照